

株 主 各 位

東京都港区芝公園二丁目9番3号
世紀東急工業株式会社
取締役社長 小 寺 浩

第61回定時株主総会および 普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会および普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

今回の定時株主総会には、「定款一部変更の件」を議案として上程いたしますが、本議案につきまして、会社法第322条第1項第1号に基づくご決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会をあわせて開催させていただくことになりました。

また、A種優先株主様による種類株主総会およびB種優先株主様による種類株主総会におきまして、別途会社法上必要とされるご決議をいただく予定です。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、きたる平成22年6月28日（月曜日）午後6時までには到着するように、折りかえしご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成22年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区東大井五丁目18番1号
品川区立総合区民会館（きゅりあん）6階 大会議室
（会場のフロアが前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。）

3. 目的事項

【第61回定時株主総会】

- 報告事項
1. 第61期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第61期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役10名選任の件

【普通株主様による種類株主総会】

決議事項

- 議案 定款一部変更の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.seikitokyu.co.jp>)に掲載させていただきます。

事業報告

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済の改善や政府の景気対策などにより一部に回復の兆しが見られたものの、企業の生産活動や収益が低水準にとどまるなか、設備投資や雇用に対する調整圧力は依然として解消されず、緩やかなデフレ基調も相俟って、総じて厳しい状況が続きました。

道路建設業界におきましても、公共事業の発注は一時的に堅調に推移いたしました。景気低迷による民間建設需要の落ち込みを受け、建設投資全体では大幅な減少となり、また政策の方針転換により中長期的な公共事業費の抑制傾向が一段と鮮明になるなど、引き続き厳しい事業環境となりました。

このような状況のもと、当社グループでは、競争優位の確立に向け事業体制の見直しを進める一方、収益の源泉となる工事受注の確保や舗装用資材の販売促進等に全力を挙げて取り組むとともに、引き続き効率性の向上やコストコントロールの徹底に注力し、収益の改善に努めてまいりました。

その結果、当社グループの業績につきましては、受注高（製品売上高および不動産事業等売上高を含む）は684億49百万円（前連結会計年度比0.3%減）、売上高は715億89百万円（同14.4%増）、経常利益は37億5百万円（同656.9%増）、当期純利益は32億83百万円（同906.0%増）となりました。

部門別の事業の概況は以下のとおりであります。

「建設事業」

建設事業におきましては、入札制度改革をはじめとする市場環境の急速な変化に対応するため、本支店・各事業所が連携を強化し、技術提案力の向上、環境関連技術をはじめとする差別化商品の営業展開に注力するとともに、原価低減や固定費の圧縮など工事利益の改善に向けた施策に全社を挙げて取り組むことにより、収益の確保を図ってまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績につきましては、受注高は474億94百万円（前連結会計年度比1.7%減）にとどまったものの、前年度からの繰越工事高が大幅に増加したことや、大型工事が相次いで完成したことなどにより、完成工事高は506億33百万円（同19.9%増）、営業利益は25億70百万円（同237.2%増）となりました。

なお、当連結会計年度における主要な受注工事および完成工事は、次のとおりであります。

(主要受注工事)

| 発注者 | 工事名 | 工事場所 |
|--------------|------------------------|------|
| 国土交通省北海道開発局 | 石狩川改修工事の内厚別川築堤外天端保護工事 | 北海道 |
| 国土交通省東北地方整備局 | 鶴住居第1トンネル外舗装工事 | 岩手県 |
| 国土交通省北陸地方整備局 | 国道8号宝町電線共同溝その2工事 | 新潟県 |
| 東日本高速道路株式会社 | 東北自動車道加須管内舗装補修工事 | 埼玉県 |
| 国土交通省関東地方整備局 | 八王子南B P浅川トンネル(上り線)舗装工事 | 東京都 |
| 東京都 | 街路築造工事(21六閔-4扇大橋) | 東京都 |
| 防衛省南関東防衛局 | 横須賀(21)田浦地区整備土木工事 | 神奈川県 |
| 中日本高速道路株式会社 | 第二東名高速道路清水西舗装工事 | 静岡県 |
| 西日本高速道路株式会社 | 阪和自動車道海南~有田舗装工事 | 和歌山県 |
| 国土交通省九州地方整備局 | 福岡空港滑走路改良工事 | 福岡県 |

(主要完成工事)

| 発注者 | 工事名 | 工事場所 |
|--------------|-----------------------|------|
| 東日本高速道路株式会社 | 北海道横断自動車道占冠東舗装工事 | 北海道 |
| 東日本高速道路株式会社 | 東北自動車道花巻~滝沢間舗装補修工事 | 岩手県 |
| 独立行政法人都市再生機構 | 平成20年度盛岡南道路整備工事 | 岩手県 |
| 東日本高速道路株式会社 | 関越自動車道所沢管理事務所管内舗装補修工事 | 埼玉県 |
| 東京都 | 路面補修工事(1の9・遮熱性舗装) | 東京都 |
| 防衛省南関東防衛局 | 防大(20)競技場改修土木その他工事 | 神奈川県 |
| 国土交通省中部地方整備局 | 平成20年度伊豆縦貫塚原道路舗装工事 | 静岡県 |
| 西日本高速道路株式会社 | 第二京阪道路枚方舗装工事 | 大阪府 |
| 国土交通省中国地方整備局 | 倉敷立体中島地区舗装工事 | 岡山県 |
| 国土交通省九州地方整備局 | 佐賀497号浜玉地区舗装工事 | 佐賀県 |

「舗装資材製造販売事業」

舗装資材製造販売事業におきましては、熾烈な販売競争が続く厳しい事業環境のなか、引き続き製造効率の向上や販売数量の確保に努め、収益の拡大を図るとともに、今後の成長が見込まれる再生事業の強化に向け、基幹工場においてリサイクル設備の更新を進めるなど、将来を見据えた事業基盤の強化にも積極的に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績につきましては、製品売上高は298億25百万円(前連結会計年度比6.1%増)、営業利益は44億67百万円(同58.5%増)となりました。

「不動産事業等」

不動産事業等におきましては、売上高は6億66百万円(前連結会計年度比5.2%増)、営業利益は92百万円(同4.5%減)となりました。

当社の事業の概況は以下のとおりであります。

当事業年度の業績につきましては、受注高（製品等売上高を含む）は677億31百万円（前年同期比0.1%増）、売上高は709億22百万円（同15.1%増）、経常利益は35億63百万円（同847.5%増）、当期純利益は32億30百万円（前年同期は2億43百万円の当期純利益）となりました。

なお、剰余金の配当につきましては、当社の財務内容や自己資本の状況を勘案するとともに、公共建設投資の大幅な減少見通しなど、事業環境の先行きが極めて不透明な状況であることに鑑み、財務体質の強化と内部留保の充実に早期に図るべく、誠に遺憾ながら当期の期末配当を見送らせていただくことといたしました。株主の皆様には、深くお詫び申し上げますとともに、何卒事情ご賢察のうえ、格別のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

「当社における部門別受注高、売上高および繰越高」

（単位：百万円）

| 区 分 | 前期繰越高 | 当期受注高 | 当期売上高 | 次期繰越高 | |
|------------------|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 工 事 部 門 | アスファルト舗装 | 16,266 | 38,761 | 41,963 | 13,065 |
| | コンクリート舗装 | — | 961 | 586 | 375 |
| | 土 木 工 事 等 | 4,157 | 7,267 | 7,631 | 3,792 |
| | 計 | 20,424 | 46,990 | 50,181 | 17,233 |
| 製 品 部 門 等 | — | 20,741 | 20,741 | — | |
| 合 計 | 20,424 | 67,731 | 70,922 | 17,233 | |

(2) 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、緩やかな持ち直し傾向の持続が期待されるものの、デフレの長期化や政策効果の一巡による失速、さらには雇用情勢の一層の悪化も懸念されるなど、景気が二番底入りするおそれを完全に払拭し、自律的な回復に向かうにはなお相当の時間を要するものと思われま

す。道路建設業界におきましても、政策の見直しや国・地方の財政状況を反映した公共事業費の減少傾向は今後とも続く見通しであり、また、アスファルトをはじめとする資材価格の高騰も憂慮されるなど、一段と厳しい事業環境を強いられるのは必至の情勢であります。また、顧客ニーズの多様化、構造改革への社会的要請の高まりなど、建設産業は大きな転換期を迎えており、そのなかで企業が競争の優位性を確保していくためには、新たな市場環境への迅速かつ適確な対応が必要不可欠となっております。

このような状況のもと、当社グループでは、事業環境の変化に即応する対応力を強化すべく、経営資源の効率的な活用はもとより、公共工事における入札制度の動向を見定めた体制整備、今後とも成長が見込まれる環境関連事業の拡充、さらには事業活動の基礎となる人材の確保育成を重点施策として位置づけ、引き続きこれらの実践に総力を挙げて取り組んでまいります。

また、安定した経営基盤の確立に向け、あらゆる部門においてコストコントロールを徹底するなど、全社を挙げて収益力の向上と財務体質の強化に努めるとともに、株主様をはじめとする全てのステークホルダーの信頼を克ちとるべく、環境保全や品質確保、内部統制システムの整備などへの取り組みをより一層強化し、持続的な企業価値の向上に邁進してまいり所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は8億83百万円であり、主要な設備投資は次のとおりであります。

「舗装資材製造販売事業」

| | | |
|-----|--------|--------|
| 当 社 | 朝霞合材工場 | 破砕設備購入 |
| 当 社 | 倉敷合材工場 | 破砕設備購入 |

(4) 資金調達の状況

当社は、平成17年9月よりシンジケートローン契約により資金の借入を行っておりますが、平成22年9月に本契約の借入期間が満了を迎えるにあたり、平成22年3月、あらためて総額101億50百万円のシンジケートローン契約を締結いたしました。

(5) 財産および損益の状況の推移

| 区 分 | 第58期 (平成19年3月期) | 第59期 (平成20年3月期) | 第60期 (平成21年3月期) | 第61期(当連結会計年度) (平成22年3月期) |
|------------|--------------------|--------------------|--------------------|-----------------------------|
| 受 注 高 | 71,595百万円 | 68,198百万円 | 68,668百万円 | 68,449百万円 |
| 売 上 高 | 70,442百万円 | 71,172百万円 | 62,598百万円 | 71,589百万円 |
| 経 常 利 益 | 220百万円 | 493百万円 | 489百万円 | 3,705百万円 |
| 当 期 純 利 益 | 752百万円 | 224百万円 | 326百万円 | 3,283百万円 |
| 1株当たり当期純利益 | 5円39銭 | 1円61銭 | 2円30銭 | 22円48銭 |
| 総 資 産 | 49,082百万円 | 49,237百万円 | 48,069百万円 | 50,348百万円 |
| 純 資 産 | 4,626百万円 | 4,780百万円 | 5,065百万円 | 8,349百万円 |

- (注) 1. 第58期においては、各事業部門とも堅調に推移したことにより経常利益は2億20百万円となり、さらにゴルフ場事業の売却益を計上したこと等により当期純利益は7億52百万円となりました。
2. 第59期においては、市場縮小に伴う価格競争の激化に加え、原油高による資材価格高騰の影響を受けたものの、経常利益は4億93百万円、当期純利益は2億24百万円をそれぞれ確保いたしました。
3. 第60期においては、前期からの繰越工事高の減少により売上高は大きく減少したものの、コスト低減や製品販売価格の見直しを進めたことにより、当期純利益は3億26百万円となりました。
4. 第61期(当連結会計年度)においては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---------------------------------|-------|----------|-----------------------------|
| 新 世 紀 工 業 株 式 有 限 公 司 | 49 | 100.00 | 舗装用資材の製造販売 |
| エ ス テ ィ 建 材 株 式 有 限 公 司 | 35 | 100.00 | 産 業 廃 棄 物 の 処 理 |
| エ ス ・ テ ィ ・ サ ー ビ ス 株 式 有 限 公 司 | 50 | 100.00 | 自 動 車 等 の 販 売 お よ び 賃 貸 |
| 株 式 有 限 公 司 水 戸 プ ロ パ テ ィ ー | 10 | 100.00 | 不 動 産 の 賃 貸 |
| 中 外 エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 有 限 公 司 | 10 | 100.00 | 土 木 工 事 の 設 計 お よ び 施 工 管 理 |

(注) 当社の連結子会社は上記の重要な子会社5社を含め7社であります。

(7) 主要な事業内容（平成22年3月31日現在）

当社グループは、建設事業および舗装資材製造販売事業を主要な事業内容としており、東急グループの一員として建設事業の分野を担っております。

当社は、建設業法により特定建設業者「(特-19)第1962号」として国土交通大臣許可を受け、舗装工事、土木工事および水利工事などを行っております。また、アスファルト合材などの製造および販売ならびにこれらに関連する事業を行うほか、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者「(2)第83097号」として東京都知事免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

(8) 主要な営業所および工場（平成22年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所および工場

本 店：東京都港区芝公園二丁目9番3号

支 店：北海道支店（北海道） 北関東支店（埼玉県）
東北支店（宮城県） 東関東支店（千葉県）
北陸支店（新潟県） 東京支店（東京都）
名古屋支店（愛知県） 横浜支店（神奈川県）
関西支店（大阪府） 関東製販事業部（東京都）
中国支店（広島県）
九州支店（福岡県）
沖縄支店（沖縄県）

営 業 所 等：（61ヵ所）

技 術 研 究 所：（栃木県）

試 験 所：（7ヵ所）

機 材 セ ン タ ー：（栃木県）

合 材 混 合 所 等：（49ヵ所）

② 重要な子会社

新世紀工業株式会社(奈良県)

エスティ建材株式会社(福岡県)

エス・ティ・サービス株式会社(東京都)

株式会社水戸プロパティ(東京都)

中外エンジニアリング株式会社(東京都)

(9) 従業員の状況(平成22年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 860名 | 5名減 |

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 850名 | 1名減 | 42.3歳 | 17.5年 |

(10) 主要な借入先(平成22年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|-----------------|-------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 3,199 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 3,040 |
| 株式会社三井住友銀行 | 2,643 |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 1,037 |

百万円

2. 会社の株式に関する事項（平成22年3月31日現在）

| | |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 500,000,000株 |
| 普通株式 | 481,600,000株 |
| A種優先株式 | 6,000,000株 |
| B種優先株式 | 12,400,000株 |

| | |
|--------------|--------------|
| (2) 発行済株式の総数 | 146,772,037株 |
| 普通株式 | 128,972,037株 |
| A種優先株式 | 6,000,000株 |
| B種優先株式 | 11,800,000株 |

(注) 当事業年度中において、B種優先株式の取得請求権行使に伴い、普通株式4,518,072株を発行いたしました。また、取得により自己株式となりましたB種優先株式300,000株につきましては、平成22年3月31日付をもってすべて消却いたしました。この結果、発行済株式の総数は前事業年度末と比較して4,218,072株増加いたしました。

| | |
|---------|----------------------|
| (3) 株主数 | |
| 普通株式 | 6,945名（前事業年度末比 57名増） |
| A種優先株式 | 1名 |
| B種優先株式 | 1名 |

(4) 大株主

| 株主名 | 持株数 | | | | 持株比率 |
|----------------------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| | 普通株式 | A種優先株式 | B種優先株式 | 合計 | |
| | 千株 | 千株 | 千株 | 千株 | % |
| フェニックス・キャピタル・パートナーズ・投資事業組合 | 40,000 | — | 11,800 | 51,800 | 35.34 |
| 東急建設株式会社 | 29,659 | 6,000 | — | 35,659 | 24.33 |
| 東京急行電鉄株式会社 | 7,669 | — | — | 7,669 | 5.23 |
| 三菱商事株式会社 | 3,000 | — | — | 3,000 | 2.05 |
| 世紀東急工業従業員持株会 | 2,032 | — | — | 2,032 | 1.39 |
| 日本証券金融株式会社 | 1,314 | — | — | 1,314 | 0.90 |
| 株式会社五十畑 | 1,000 | — | — | 1,000 | 0.68 |
| 遠藤博哉 | 830 | — | — | 830 | 0.57 |
| 世紀東急工業取引先持株会 | 683 | — | — | 683 | 0.47 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 650 | — | — | 650 | 0.44 |

(注) 1. 持株比率につきましては、自己株式（196,979株）を控除して算出しております。
 2. A種優先株式およびB種優先株式につきましては、議決権を有しておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成22年3月31日現在）

| 地 位 | 氏 名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|--------|---------|---|
| ※取締役社長 | 小 寺 浩 | 社長執行役員 |
| 取締役相談役 | 佐 伯 清 之 | |
| 取 締 役 | 菊 地 賢 三 | 副社長執行役員 技術本部長 |
| 取 締 役 | 森 山 藤 夫 | 常務執行役員 事業推進本部長 |
| 取 締 役 | 佐 藤 俊 昭 | 執行役員 管理部門管掌 |
| 取 締 役 | 齋 藤 一 彦 | 執行役員 事業推進本部副本部長兼事業推進部長 |
| 取 締 役 | 渡 邊 彰 | 日本リバイバル債権回収株式会社代表取締役社長 フェニックス・キャピタル株式会社取締役 東急建設株式会社取締役（社外取締役） 日本橋梁株式会社取締役（社外取締役） |
| 取 締 役 | 野 本 弘 文 | 東京急行電鉄株式会社専務取締役 株式会社東急コミュニティー取締役（社外取締役） |
| 取 締 役 | 市 川 正 美 | 東急建設株式会社代表取締役社長 |
| 取 締 役 | 前 野 龍 三 | フェニックス・キャピタル株式会社マネージングディレクター ゴールドパック株式会社取締役（社外取締役） ティアック株式会社取締役（社外取締役） |
| 常勤監査役 | 宇佐美 和 喜 | |
| 常勤監査役 | 高 田 周 治 | |
| 監 査 役 | 岩 田 哲 夫 | 東京急行電鉄株式会社常勤監査役（社外監査役） 東急建設株式会社監査役（社外監査役） シロキ工業株式会社監査役（社外監査役） |
| 監 査 役 | 富 田 勉 | 東急建設株式会社常勤監査役 |
| 監 査 役 | 下 澤 賢 治 | 東急建設株式会社常勤監査役 |

- (注) 1. ※は代表権を有する取締役であります。
2. 取締役 渡邊 彰、野本弘文、市川正美、前野龍三の各氏は、社外取締役であります。
3. 監査役 岩田哲夫、富田 勉、下澤賢治の各氏は、社外監査役であります。
4. 監査役 高田周治氏は、東急建設株式会社において長年にわたる経理部門の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 平成21年6月26日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって、取締役相談役 奥澤靖司、取締役 伊東正博、會田 清の各氏は任期満了により退任いたしました。
6. 平成21年6月26日開催の第60回定時株主総会において、森山藤夫、齋藤一彦の両氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
7. 重要な兼職先に該当する法人等と当社との関係は次のとおりであります。
- (1) フェニックス・キャピタル株式会社は当社の株式を51,800千株（普通株式40,000千株、B種優先株式11,800千株）保有するフェニックス・キャピタル・パートナーズ・ツー投資事業組合の業務執行組合員であります。
 - (2) 東急建設株式会社は当社の株式を35,659千株（普通株式29,659千株、A種優先株式6,000千株）保有いたしております。なお、同社と当社との間には工事の請負等の取引があります。
 - (3) 東京急行電鉄株式会社は当社の普通株式を7,669千株保有いたしております。なお、同社と当社との間には工事の請負等の取引があります。
 - (4) 株式会社東急コミュニティーと当社との間には工事の請負、建物の管理委託等の取引があります。
 - (5) 日本リバイバル債権回収株式会社、日本橋梁株式会社、ゴールドパック株式会社、ティアック株式会社ならびにシロキ工業株式会社と当社との間には、特別な関係はありません。

8. 当事業年度中の取締役の地位および担当等の異動

(1) 平成21年6月26日付

| 氏名 | 変更後 | 変更前 |
|-------|-----------------------------------|-----------------------|
| 小寺 浩 | 代表取締役社長 社長執行役員 | 代表取締役常務 事業推進本部長 |
| 佐伯 清之 | 取締役相談役 | 代表取締役社長 |
| 菊地 賢三 | 取締役 副社長執行役員 技術本部長 | 代表取締役専務 技術本部長 |
| 森山 藤夫 | 取締役 常務執行役員 事業推進本部長兼工務部長 | 執行役員 名古屋支店長兼事務管理部長 |
| 佐藤 俊昭 | 取締役 執行役員 管理部門管掌 | 取締役 総務人事部・財務部管掌 |
| 齋藤 一彦 | 取締役 執行役員 事業推進本部副本部長 兼事業推進部長 | 執行役員 事業推進本部事業推進部長 |

(2) 平成21年10月1日付

| 氏名 | 変更後 | 変更前 |
|-------|-----------------------|----------------------------|
| 森山 藤夫 | 取締役 常務執行役員 事業推進本部長 | 取締役 常務執行役員 事業推進本部長兼工務部長 |

9. 平成22年4月1日をもって取締役の担当を次のとおり変更いたしました。

| 氏名 | 変更後 | 変更前 |
|-------|--|-----------------------------------|
| 佐藤 俊昭 | 取締役 常務執行役員 管理部門管掌 | 取締役 執行役員 管理部門管掌 |
| 齋藤 一彦 | 取締役 常務執行役員 事業推進本部副本部長 兼事業推進部長兼営業部長 | 取締役 執行役員 事業推進本部副本部長 兼事業推進部長 |

10. 平成22年4月1日をもって取締役 市川正美氏は、東急建設株式会社の代表取締役会長に就任いたしました。

11. 当社は執行役員制度を導入しております。なお、平成22年4月1日現在における取締役兼務者以外の執行役員は次のとおりであります。

| | |
|--------|-------------------------------|
| 常務執行役員 | 三上洋一郎 |
| 執行役員 | 會田 清、池田光雄、小泉隆男、森永朝紀、堀中 清、大島好人 |

(2) 当事業年度にかかる取締役および監査役の報酬等の額

| 区 分 | 支給人員 | 支 給 額 | 摘 要 |
|-------|------|-------|-------------------|
| 取 締 役 | 9名 | 77百万円 | (うち社外取締役 一名 一百万円) |
| 監 査 役 | 2名 | 21百万円 | (うち社外監査役 一名 一百万円) |
| 合 計 | 11名 | 98百万円 | (うち社外役員 一名 一百万円) |

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員数は取締役10名 (うち社外取締役4名)、監査役5名 (うち社外監査役3名) であります。なお、上記の支給人員との相違は、平成21年6月26日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名が含まれていること、また無報酬の取締役4名 (うち社外取締役4名)、監査役3名 (うち社外監査役3名) がそれぞれ在任していることによるものであります。
2. 平成18年6月29日開催の第57回定時株主総会において、取締役 (使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない) の報酬限度額は年額3億24百万円以内、監査役の報酬限度額は年額60百万円以内とそれぞれ決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係
他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係につきましては「(1) 取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役および社外監査役の各氏は、取締役会または監査役会において、それぞれその豊富な経験と幅広い知見に基づき、経営全般にわたる事項につき意見表明を行うほか、監査結果の意見交換や監査に関する重要事項について協議を行うなど、必要に応じ適宜発言をいたしております。

なお、当事業年度における取締役会および監査役会への出席状況は次のとおりであります。

| 区 分 | 氏 名 | 取締役会 (13回開催) | 監査役会 (4回開催) |
|-------|---------|--------------|-------------|
| 取 締 役 | 渡 邊 彰 | 12回出席 | — |
| 取 締 役 | 野 本 弘 文 | 12回出席 | — |
| 取 締 役 | 市 川 正 美 | 12回出席 | — |
| 取 締 役 | 前 野 龍 三 | 13回出席 | — |
| 監 査 役 | 岩 田 哲 夫 | 12回出席 | 3回出席 |
| 監 査 役 | 富 田 勉 | 13回出席 | 3回出席 |
| 監 査 役 | 下 澤 賢 治 | 13回出席 | 4回出席 |

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額といたしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

52百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
52百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社の取締役会における業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する決議の内容の概要は次のとおりであります。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令順守はもとより企業倫理や環境問題等の社会的責任に基づいた企業行動の徹底を図るため、専門部署による定期的な研修等を通じ、「世紀東急工業グループコンプライアンス行動規範」に基づくコンプライアンス経営を推進するものとしております。

また、その実効性を確保するため、内部通報制度を構築・運用するほか、本社内に組成する監査チームが部門横断的に連携して内部監査を実施し、その結果を取締役に報告するものとしております。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、社内規程を整備し、適切に保存および管理を行うものとしております。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動におけるリスクに適切に対処するため、事業ごとにリスクの認識・評価・改善状況の検証を行うものとしております。

また、新たに生じた重大なリスクについては、必要に応じ対応責任者となる取締役を定め、事業活動における損失の最小化を図るものとしております。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

権限と責任の所在を明確化するとともに、重要な情報が適切に報告され、また指示事項が組織全体に確実に伝達される仕組みを整備するものとしております。

また、重要事項については、経営会議において多面的な検討を経て、適切かつ効率的に意思決定を行うものとしております。

- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

「東急グループコンプライアンス指針」ならびに「世紀東急工業グループコンプライアンス行動規範」に基づき、コンプライアンスを含めた内部統制を当社グループにおいて一体的に推進するものとしており、当社は子会社および関連会社に対し、内部監査およびモニタリングを実施するほか、各社の業務執行者は、当社監査役に対し情報提供などの協力を行うものとしております。

また、財務報告の適正性を確保することの重要性を認識し、全役員員に対しあらゆる機会を捉え周知徹底を図るものとしております。

(6) 監査役に関する事項

監査役の職務を補助する使用人を置くとともに、当該使用人については取締役からの独立性を確保するための措置を講じるものとしております。

また、内部監査部門や会計監査人との連携強化に努めるほか、重要な会議への出席機会を確保するとともに、監査役に対する業務執行状況や重要なリスク等の報告体制を確保し、情報収集および監査役監査の環境整備に努めるものとしております。

(注) 記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|---------------|----------------|---------------|
| | 百万円 | | 百万円 |
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 33,176 | 流動負債 | 38,500 |
| 現金預金 | 533 | 支払手形・工事未払金等 | 22,857 |
| 受取手形・完成工事未収入金等 | 20,227 | 短期借入金 | 10,665 |
| 未成工事支出金 | 5,156 | 未払法人税等 | 118 |
| 材料貯蔵品 | 356 | 未成工事受入金 | 3,032 |
| 短期貸付金 | 4,154 | 完成工事補償引当金 | 243 |
| その他 | 2,880 | 工事損失引当金 | 236 |
| 貸倒引当金 | △ 132 | 賞与引当金 | 388 |
| | | その他 | 959 |
| 固定資産 | 17,171 | 固定負債 | 3,498 |
| 有形固定資産 | 16,349 | 退職給付引当金 | 3,469 |
| 建物・構築物 | 2,068 | その他 | 29 |
| 機械・運搬具・工具器具備品 | 2,074 | 負債合計 | 41,998 |
| 土地 | 12,174 | (純資産の部) | |
| 建設仮勘定 | 31 | 株主資本 | 8,337 |
| 無形固定資産 | 126 | 資本金 | 2,000 |
| 投資その他の資産 | 696 | 資本剰余金 | 1,550 |
| 投資有価証券 | 256 | 利益剰余金 | 4,806 |
| 破産更生債権等 | 858 | 自己株式 | △ 19 |
| その他 | 351 | 評価・換算差額等 | 12 |
| 貸倒引当金 | △ 769 | その他有価証券評価差額金 | 12 |
| | | 純資産合計 | 8,349 |
| 資産合計 | 50,348 | 負債純資産合計 | 50,348 |

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

| 科 目 | 金 | 額 |
|---------------|--------|--------|
| | 百万円 | 百万円 |
| 売 上 高 | | |
| 完成工事高 | 50,633 | |
| 製品売上高 | 20,792 | |
| 不動産事業等売上高 | 162 | 71,589 |
| 売 上 原 価 | | |
| 完成工事原価 | 46,582 | |
| 製品売上原価 | 16,431 | |
| 不動産事業等売上原価 | 124 | 63,138 |
| 売 上 総 利 益 | | |
| 完成工事総利益 | 4,051 | |
| 製品売上総利益 | 4,361 | |
| 不動産事業等総利益 | 38 | 8,451 |
| 販売費及び一般管理費 | | 4,365 |
| 営 業 利 益 | | 4,085 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 2 | |
| 受取配当金 | 6 | |
| 受取遅延利息 | 36 | |
| 土地賃貸料 | 17 | |
| その他 | 14 | 78 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 284 | |
| シンジケートローン組成費用 | 123 | |
| その他 | 50 | 458 |
| 経 常 利 益 | | 3,705 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 7 | |
| 貸倒引当金戻入額 | 8 | |
| その他 | 3 | 19 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産売却損 | 1 | |
| 固定資産除却損 | 38 | |
| 減損損失 | 269 | |
| 固定資産撤去費 | 50 | |
| その他 | 3 | 364 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 3,361 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 77 |
| 当 期 純 利 益 | | 3,283 |

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|-------------------------------|---------|-------|-------|---------|--------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 平成21年3月31日残高 | 2,000 | 1,550 | 1,523 | △18 | 5,054 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 当期純利益 | | | 3,283 | | 3,283 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 | △0 |
| 自己株式の処分 | | △0 | | 0 | 0 |
| 株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額) | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | — | △0 | 3,283 | △0 | 3,282 |
| 平成22年3月31日残高 | 2,000 | 1,550 | 4,806 | △19 | 8,337 |

| | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | 純資産合計 |
|-------------------------------|-----------------|------------|-------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 平成21年3月31日残高 | 10 | 10 | 5,065 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | |
| 当期純利益 | | | 3,283 |
| 自己株式の取得 | | | △0 |
| 自己株式の処分 | | | 0 |
| 株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額) | 1 | 1 | 1 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 1 | 1 | 3,284 |
| 平成22年3月31日残高 | 12 | 12 | 8,349 |

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数

7社

当連結会計年度において連結子会社の株式売却により1社、清算終了により2社減少しております。

連結子会社の名称

新世紀工業株式会社
株式会社水戸プロパティ
エスティ建材株式会社
エス・ティ・サービス株式会社
やまびこ工業株式会社
みちのく工業株式会社
中外エンジニアリング株式会社

(2) 非連結子会社の状況

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の会社はありません。

持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

持分法非適用の関連会社の名称

ガルフシール工業株式会社
能登アスコン株式会社

持分法非適用の関連会社の過去5年間における平均の当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金のうち持分に見合う額等のそれぞれの合計額は、いずれも僅少であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結決算期と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの… 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金

個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

材料貯蔵品

移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降の新規取得の建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物… 7～50年

機械・運搬具・工具器具備品… 5～7年

- ② 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (4) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 完成工事補償引当金は、完成工事のかし担保等の費用に充てるため、当連結会計年度及び過年度の実績率を基礎に将来の支出見込みを勘案して計上しております。
- ③ 工事損失引当金は、工事受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における工事受注契約に係る損失見込額を計上しております。
- ④ 賞与引当金は、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上することとしております。
- ⑤ 退職給付引当金は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異（1,769百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によりそれぞれ翌連結会計年度から費用処理しております。

<会計方針の変更>

当連結会計年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。
なお、これによる損益に与える影響はありません。

(5) 収益及び費用の計上基準

（完成工事高の計上基準）

当連結会計年度に着手した工事契約から当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは、施工面積等に基づく予算原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

<会計方針の変更>

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当連結会計年度より適用しております。

なお、当連結会計年度においては工事進行基準の適用要件を満たす工事契約が存在しないため、損益に与える影響はありません。

5. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- (1) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (2) 連結納税制度を適用しております。
6. 連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法によっております。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 18,266百万円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務
 - ① 担保に供している資産

| | | |
|---|---|----------|
| 建 | 物 | 752百万円 |
| 土 | 地 | 9,548百万円 |
 - ② 担保に係る債務

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|-----------|
| 短 | 期 | 借 | 入 | 金 | 10,665百万円 |
|---|---|---|---|---|-----------|
3. 保証債務 5百万円
4. 破産更生債権等と貸倒引当金の直接減額表示
債権の全額に貸倒引当金を設定している「破産更生債権等」については、当該引当金（当連結会計年度末21,845百万円）を債権から直接減額しております。

III. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び株式総数

| | |
|--------|--------------|
| 普通株式 | 128,972,037株 |
| A種優先株式 | 6,000,000株 |
| B種優先株式 | 11,800,000株 |
2. 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び株式数

| | |
|------|----------|
| 普通株式 | 196,979株 |
|------|----------|

IV. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形・完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、与信管理を持ってリスク低減を図っております。短期貸付金は、主に東急グループ全体で統合管理するキャッシュマネジメントシステムに係るものであります。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

短期借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

| | 連結貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|----------------|------------|----------|-----|
| 現金預金 | 533 | 533 | — |
| 受取手形・完成工事未収入金等 | 20,227 | 20,227 | — |
| 短期貸付金 | 4,154 | 4,154 | — |
| 投資有価証券 | 48 | 48 | — |
| 支払手形・工事未払金等 | (22,857) | (22,857) | — |
| 短期借入金 | (10,655) | (10,655) | — |

※ 負債に計上されているものについては（ ）で示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

- (1) 現金預金、受取手形・完成工事未収入金等並びに短期貸付金は、全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。
- (3) 支払手形・工事未払金等並びに短期借入金は、全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額208百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが困難と認められるため「投資有価証券」には含めておりません。

<追加情報>

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。

V. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|------------|--------|
| 1株当たり純資産額 | △4円27銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 22円48銭 |

1株当たり純資産額は、期末純資産額から優先株式の払込金額8,900百万円を控除した、普通株式に係る期末純資産額を普通株式の期末発行済株式数(自己株式を控除した株式数)で除して算出しております。

VI. その他の注記

(1) 減損損失に関する注記

以下の資産または資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位:百万円)

| 用途 | 種類 | 場所 | 金額 |
|-------|--------------------------|-------|-----|
| 事業用資産 | 建物・構築物、機械・運搬具・工具器具備品、土地等 | 神奈川県他 | 269 |

当社グループは、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に拠って資産のグルーピングを行いました。営業損益が継続的にマイナスになるなど、当連結会計年度において収益性が著しく低下した資産または資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額269百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物・構築物97百万円、機械・運搬具・工具器具備品44百万円、土地114百万円、無形固定資産13百万円であります。

なお、当該資産または資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しております。また、使用価値の算定に当たっては、将来キャッシュ・フローを2.0%で割引いて算定しております。

- (2) 当社は平成17年9月に株式会社東京三菱銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)をアレンジャーとするシンジケートローン契約(当連結会計年度末タームローン残高10,665百万円)を締結しておりましたが、平成22年3月に同行をアレンジャーとするシンジケートローン契約を総額10,150百万円にて再締結しております(実行日は平成22年5月31日)。

当該シンジケートローン契約には、新旧ともに財務制限条項が付されておりますが、当連結会計年度に適用される財務制限条項は、従前の契約によるものであり、その要旨は以下のとおりであります。

- ① 各決算期の期末日の貸借対照表及び連結貸借対照表における従来の資本の部の金額を、平成18年3月期においては30億円以上にそれぞれ維持し、平成19年3月期以降の各期においては当該決算期の直前の決算期または平成18年3月期の期末日の貸借対照表及び連結貸借対照表における資本の部の金額のいずれか大きい方の75%以上にそれぞれ維持すること。

- ② 各決算期の損益計算書及び連結損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。
- ③ 各決算期の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に係るトータル・レバレッジ・レシオを、平成18年3月期においては11.0以下に維持し、平成19年3月期以降の各決算期においては15.0以下にそれぞれ維持すること。
- ④ 各決算期の連結損益計算書におけるインタレスト・カバレッジ・レシオ（当該損益計算書における「営業利益」の金額を「支払利息」の金額で除した数値をいう。）を、平成18年3月期においては2.0以上に維持し、平成19年3月期以降の各期においては1.3以上にそれぞれ維持すること。
- ⑤ 平成19年3月期以降の損益計算書及び連結損益計算書において、2期連続して当期純損失を計上しないこと。

なお、平成22年3月に再締結したシンジケートローン契約では、財務制限条項の修正が行われております。新しい財務制限条項の要旨は以下のとおりであります。

- ① 平成23年3月期以降の各決算期の期末日の貸借対照表及び連結貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期または平成21年3月期の期末日の貸借対照表及び連結貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上にそれぞれ維持すること。
- ② 平成23年3月期以降の損益計算書及び連結損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。
- ③ 平成23年3月期以降の損益計算書及び連結損益計算書において、2期連続して当期純損失を計上しないこと。
- ④ 平成23年3月期以降の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に係るトータル・レバレッジ・レシオを15.0以下にそれぞれ維持すること。

上記、財務制限条項については、会計基準の変更があった場合には、当該変更による影響について全当事者で協議することとなっております。

貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|---------------|----------------|---------------|
| | 百万円 | | 百万円 |
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 33,174 | 流動負債 | 38,503 |
| 現金預金 | 458 | 支払手形 | 8,917 |
| 受取手形 | 761 | 工事未払金 | 9,162 |
| 完成工事未収入金 | 11,817 | 買掛金 | 4,525 |
| 売掛金 | 7,518 | 短期借入金 | 11,029 |
| 販売用不動産 | 32 | 未払法人税等 | 109 |
| 未成工事支出金 | 5,115 | 未成工事受入金 | 2,989 |
| 材料貯蔵品 | 322 | 完成工事補償引当金 | 243 |
| 短期貸付金 | 4,378 | 工事損失引当金 | 236 |
| 未収入金 | 1,097 | 賞与引当金 | 384 |
| 信託受益権 | 1,688 | 営業外支払手形 | 7 |
| その他 | 120 | その他 | 897 |
| 貸倒引当金 | △ 137 | 固定負債 | 3,482 |
| 固定資産 | 16,759 | 退職給付引当金 | 3,462 |
| 有形固定資産 | 15,803 | その他 | 19 |
| 建物・構築物 | 2,038 | 負債合計 | 41,986 |
| 機械・運搬具 | 1,516 | (純資産の部) | |
| 工具器具・備品 | 75 | 株主資本 | 7,934 |
| 土地 | 12,142 | 資本金 | 2,000 |
| 建設仮勘定 | 31 | 資本剰余金 | 1,550 |
| 無形固定資産 | 74 | 資本準備金 | 500 |
| 投資その他の資産 | 881 | その他資本剰余金 | 1,050 |
| 投資有価証券 | 248 | 利益剰余金 | 4,403 |
| 関係会社株式 | 163 | その他利益剰余金 | 4,403 |
| 長期貸付金 | 42 | 繰越利益剰余金 | 4,403 |
| 破産更生債権等 | 858 | 自己株式 | △ 19 |
| その他 | 446 | 評価・換算差額等 | 12 |
| 貸倒引当金 | △ 878 | その他有価証券評価差額金 | 12 |
| 資産合計 | 49,933 | 純資産合計 | 7,947 |
| | | 負債純資産合計 | 49,933 |

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

| 科 目 | 金 | 額 |
|------------------------|--------|--------------|
| | 百万円 | 百万円 |
| 売 上 高 | | |
| 完成工事高 | 50,181 | |
| 製品売上高 | 20,741 | 70,922 |
| 売 上 原 価 | | |
| 完成工事原価 | 46,301 | |
| 製品売上原価 | 16,388 | 62,689 |
| 売 上 総 利 益 | | |
| 完成工事総利益 | 3,879 | |
| 製品売上総利益 | 4,353 | 8,233 |
| 販売費及び一般管理費 | | 4,297 |
| 営 業 利 益 | | 3,936 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息配当金 | 14 | |
| 土地賃貸料 | 19 | |
| 受取遅延利息 | 36 | |
| その他 | 14 | 85 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 285 | |
| シンジケートローン組成費用 | 123 | |
| その他 | 49 | 458 |
| 経 常 利 益 | | 3,563 |
| 特 別 利 益 | | |
| 固定資産売却益 | 4 | |
| 貸倒引当金戻入額 | 8 | |
| 子会社株式売却益 | 6 | |
| 子会社清算益 | 2 | |
| その他 | 2 | 24 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固定資産売却損 | 1 | |
| 固定資産除却損 | 38 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 29 | |
| 減損損失 | 203 | |
| 固定資産撤去費 | 50 | |
| その他 | 3 | 326 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 3,260 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 30 |
| 当 期 純 利 益 | | 3,230 |

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | 株主資本計 合 |
|---------------------------------|---------|-----------------------|--------------------------------------|----------------------------|--|----------------------------|------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | 自己株式 | |
| | | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金 計 繰 越 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 計 | | |
| 平成21年3月31日残高 | 2,000 | 500 | 1,050 | 1,550 | 1,173 | 1,173 | △18 | 4,705 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | | 3,230 | 3,230 | | 3,230 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △0 | △0 |
| 自己株式の処分 | | | △0 | △0 | | | 0 | 0 |
| 株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額） | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | — | — | △0 | △0 | 3,230 | 3,230 | △0 | 3,229 |
| 平成22年3月31日残高 | 2,000 | 500 | 1,050 | 1,550 | 4,403 | 4,403 | △19 | 7,934 |

| | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------------|-----------------|------------|-----------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 平成21年3月31日残高 | 10 | 10 | 4,715 |
| 事業年度中の変動額 | | | |
| 当期純利益 | | | 3,230 |
| 自己株式の取得 | | | △0 |
| 自己株式の処分 | | | 0 |
| 株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額） | 1 | 1 | 1 |
| 事業年度中の変動額合計 | 1 | 1 | 3,231 |
| 平成22年3月31日残高 | 12 | 12 | 7,947 |

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの … 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの … 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産及び未完工事支出金 … 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

材料貯蔵品 … 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以後の新規取得の建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 … 7～50年

機械・運搬具 … 5～7年

② 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金は、完成工事のかし担保等の費用に充てるため、当事業年度及び過年度の実績率を基礎に将来の支出見込みを勘案して計上しております。

③ 工事損失引当金は、工事受注契約に係る将来の損失に備えるため、当期末における工事受注契約に係る損失見込額を計上しております。

④ 賞与引当金は、当期の負担すべき支給見込額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金は、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異（1,769百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

過去の勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によりそれぞれ翌期から費用処理しております。

＜会計方針の変更＞

当事業年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

(5) 収益及び費用の計上基準

（完成工事高の計上基準）

当事業年度に着手した工事契約から当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは、施工面積等に基づく予算原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

＜会計方針の変更＞

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当事業年度より適用しております。

なお、当事業年度においては工事進行基準の適用要件を満たす工事契約が存在しないため、損益に与える影響はありません。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- ② 連結納税制度を適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

| | | |
|---|-----------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 17,414百万円 | |
| (2) 担保に供している資産及び担保に係る債務 | | |
| ① 担保に供している資産 | 建物 | 739百万円 |
| | 土地 | 9,548百万円 |
| ② 担保に係る債務 | 短期借入金 | 10,665百万円 |
| (3) 保証債務 | | 5百万円 |
| (4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | | |
| ① 短期金銭債権 | | 1,752百万円 |
| ② 長期金銭債権 | | 155百万円 |
| ③ 短期金銭債務 | | 804百万円 |
| (5) 破産更生債権等と貸倒引当金の直接減額表示 | | |
| 債権の全額に貸倒引当金を設定している「破産更生債権等」については、当該引当金（当事業年度末21,761百万円）を債権から直接減額しております。 | | |

3. 損益計算書に関する注記

| | | |
|-------------------|--|----------|
| (1) 関係会社との取引高 | | |
| ① 営業取引による取引高 | | |
| 売上高 | | 4,030百万円 |
| 仕入高 | | 1,150百万円 |
| ② 営業取引以外の取引による取引高 | | 48百万円 |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

| | | |
|----------------------------|--|----------|
| (1) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 | | |
| 普通株式 | | 196,979株 |

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

| | |
|-------------|------------|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金 | 1,635百万円 |
| 退職給付引当金 | 1,409百万円 |
| 長期販売用会員権評価損 | 223百万円 |
| 投資有価証券評価損 | 121百万円 |
| ゴルフ会員権評価損 | 172百万円 |
| 子会社株式評価損 | 5,339百万円 |
| 減損損失 | 950百万円 |
| 賞与引当金 | 156百万円 |
| 繰越欠損金 | 2,838百万円 |
| その他 | 364百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 13,212百万円 |
| 評価性引当額 | △13,212百万円 |
| 繰延税金資産合計 | — |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額 | 1百万円 |
| 繰延税金負債合計 | 1百万円 |

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

| 属性 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----|--------|----------------|----------------------|-------|-------|-----|-------|
| 子会社 | 新世紀工業㈱ | (所有) 直接 100% | 役員の兼任 舗装資材の 販売 | 製品売上高 | 1,513 | 売掛金 | 1,106 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 舗装資材の販売については、市場価格、総原価等を勘案した上で販売単価を決定しております。
- ② 上記取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

(単位：百万円)

| 属性 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|--------------|----------------------|----------------|-----------|---------------|------------|-------|-------|
| その他の関係会社の子会社 | 東急ファイナンスアンドアカウンティング㈱ | — | 運転資金の貸借 | 資金の貸付 受取利息 | 4,141 0 | 短期貸付金 | 4,141 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 資金管理を東急グループ全体で統合管理するキャッシュマネジメントシステムに係るものであり期末残高を記載しております。
- ② 利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|------------|--------|
| 1株当たり純資産額 | △7円40銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 22円11銭 |

1株当たり純資産額は、期末純資産額から優先株式の払込金額8,900百万円を控除した、普通株式に係る期末純資産額を普通株式の期末発行済株式数（自己株式を控除した株式数）で除して算出しております。

8. その他の注記

(1) 減損損失に関する注記

以下の資産または資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

| 用途 | 種類 | 場所 | 金額 |
|-------|---------------------------|-------|-----|
| 事業用資産 | 建物・構築物、機械・運搬具、工具器具・備品、土地等 | 神奈川県他 | 203 |

当社は、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に拠って資産のグルーピングを行いました。営業損益が継続的にマイナスになるなど、当事業年度において収益性が著しく低下した資産または資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額203百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物・構築物86百万円、機械・運搬具、工具器具・備品43百万円、土地60百万円、無形固定資産12百万円であります。

なお、当該資産または資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しております。また、使用価値の算定に当たっては、将来キャッシュ・フローを2.0%で割引いて算定しております。

(2) 当社は平成17年9月に株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）をアレンジャーとするシンジケートローン契約（当事業年度末タームローン残高10,665百万円）を締結しておりましたが、平成22年3月に同行をアレンジャーとするシンジケートローン契約を総額10,150百万円にて再締結しております（実行日は平成22年5月31日）。

当該シンジケートローン契約には、新旧ともに財務制限条項が付されておりますが、当事業年度に適用される財務制限条項は、従前の契約によるものであり、その要旨は以下のとおりであります。

- ① 各決算期の期末日の貸借対照表及び連結貸借対照表における従来の資本の部の金額を、平成18年3月期においては30億円以上にそれぞれ維持し、平成19年3月期以降の各期においては当該決算期の直前の決算期または平成18年3月期の期末日の貸借対照表及び連結貸借対照表における資本の部の金額のいずれか大きい方の75%以上にそれぞれ維持すること。
- ② 各決算期の損益計算書及び連結損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。
- ③ 各決算期の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に係るトータル・レバレッジ・レシオを、平成18年3月期においては11.0以下に維持し、平成19年3月期以降の各決算期においては15.0以下にそれぞれ維持すること。
- ④ 各決算期の連結損益計算書におけるインタレスト・カバレッジ・レシオ（当該損益計算書における「営業利益」の金額を「支払利息」の金額で除した数値をいう。）を、平成18年3月期においては2.0以上に維持し、平成19年3月期以降の各期においては1.3以上にそれぞれ維持すること。
- ⑤ 平成19年3月期以降の損益計算書及び連結損益計算書において、2期連続して当期純損失を計上しないこと。

なお、平成22年3月に再締結したシンジケートローン契約では、財務制限条項の修正が行われております。新しい財務制限条項の要旨は以下のとおりであります。

- ① 平成23年3月期以降の各決算期の期末日の貸借対照表及び連結貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期または平成21年3月期の期末日の貸借対照表及び連結貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上にそれぞれ維持すること。
- ② 平成23年3月期以降の損益計算書及び連結損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。
- ③ 平成23年3月期以降の損益計算書及び連結損益計算書において、2期連続して当期純損失を計上しないこと。
- ④ 平成23年3月期以降の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に係るトータル・レバレッジ・レシオを15.0以下にそれぞれ維持すること。

上記、財務制限条項については、会計基準の変更があった場合には、当該変更による影響について全当事者で協議することとなっております。

独立監査人の監査報告書

平成22年 5 月 25 日

世紀東急工業株式会社
取 締 役 会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 唐 澤 洋 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松 尾 浩 明 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、世紀東急工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世紀東急工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成22年 5 月 25 日

世紀東急工業株式会社
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 唐 澤 洋 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 尾 浩 明 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、世紀東急工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。

子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成22年5月26日

世紀東急工業株式会社 監査役会

| | | | | |
|-------|-----|---|---|---|
| 常勤監査役 | 宇佐美 | 和 | 喜 | ㊟ |
| 常勤監査役 | 高田 | 周 | 治 | ㊟ |
| 社外監査役 | 岩田 | 田 | 哲 | ㊟ |
| 社外監査役 | 富 | 田 | 勉 | ㊟ |
| 社外監査役 | 下 | 澤 | 賢 | ㊟ |

以 上

【第 61 回 定 時 株 主 総 会】

株主総会参考書類

議案および参考事項

第 1 号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、自己資本の充実と財務基盤の強化を図るため、平成17年8月11日開催の臨時株主総会において承認を受け、B種優先株式12,400,000株を発行いたしました。

このB種優先株式には、行使価額修正条項を付した普通株式を対価とする取得請求権および普通株式を対価とする取得条項を設けており、取得請求権の行使期間の末日までに取得請求権が行使されない場合には、その翌日をもって当社が全株式を取得し、その対価として定款に定める条件により算出される数の普通株式を交付することになっております。

平成22年3月31日現在、B種優先株式の発行済株式数は11,800,000株となっております。発行に際しての取締役会決議により、B種優先株式の取得請求権の行使期間は平成18年4月1日から平成23年3月31日まで、また取得の対価として交付すべき普通株式数の算定方法は、取得する優先株式の払込金額（1株あたり500円）を転換価額（当初転換価額：50円、上限転換価額：当初転換価額の100%、下限転換価額：当初転換価額の60%）で除した数と定めておりますので、現行の内容のまま期間を経過した場合には平成23年4月1日までの間にB種優先株主に対し118,000,000株から196,666,666株の普通株式を交付することとなり、極めて短期間のうちに普通株式の大幅な希薄化が生じることになります。

このような普通株式の希薄化に係るリスクを軽減し、株主様をはじめとする関係者への影響緩和を図るため、現行定款第12条の3について所要の変更を行い、B種優先株式の内容を次のとおり変更するものであります。

- ① 普通株式を対価とする取得請求権の行使可能期間を延長するとともに、その対価の算定方法について一部改定し、B種優先株式の取得に伴い想定される普通株式の最大希薄化率抑制を図るものであります。なお、このたび下限転換価額を現行の「当初転換価額の60%」から「同80%」となる40円に引上げることにより、上記の最大希薄化率は152%から114%に抑制されます。
- ② 普通株式を対価とする取得条項における対価の算定方法について、①と同様の変更を行うものであります。なお、①の変更に伴い、一斉取得日は平成28年4月1日に繰延べられます。
- ③ 今後、発行済株式の一部について金銭を対価とする取得を行うことも視野に入れ、取得の対価を現行の「払込金額の105%」から「同100%」となる500円に引下げるものであります。
- (2) 上記の変更に伴い、現行定款第12条の2について所要の変更を行うものであります。
- (3) 本議案による定款変更の効力発生は、第61回定時株主総会ならびに普通株主様、A種優先株主様およびB種優先株主様による各種株主総会において、「定款一部変更の件」が承認されることを条件といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、変更のない条文につきましては、記載を省略いたしております。
(下線部分は変更箇所)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>第12条の2 当会社の発行するA種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. ～4. (省 略)</p> <p>5. A種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で、その有するA種優先株式の普通株式への転換（A種優先株式を取得し、その対価として当該決議で定める転換により発行すべき数の普通株式を交付することをいう）を請求することができる。前記の普通株式の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、その端数に相当する金銭の交付については<u>これを行わない</u>。</p> <p>6. ～7. (省 略)</p> | <p>第12条の2 当会社の発行するA種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. ～4. (現行どおり)</p> <p>5. A種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で、その有するA種優先株式の普通株式への転換（A種優先株式を取得し、その対価として当該決議で定める転換により発行すべき数の普通株式を交付することをいう。<u>以下、本条において同じ</u>）を請求することができる。前記の普通株式の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、その端数に相当する金銭の交付は行われない。</p> <p>6. ～7. (現行どおり)</p> |
| <p>第12条の3 当会社の発行するB種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 当会社は、分配可能額の範囲で、いつでも、法令の手續にしたがいB種優先株式を買い受けることができる。</p> <p>(2) 当会社は、取締役会の決議により取得日として定めた日の到来により、分配可能額の範囲で、B種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、B種優先株式の一部を取得する場合、取得する株式の決定は、取締役会の決議により定める。</p> <p>(3) 買受価額または前号の取得の対価は、B種優先株式1株につき<u>その払込金額に100分の105を乗じた金額</u>とする。</p> | <p>第12条の3 当会社の発行するB種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 当会社は、分配可能額の範囲で、いつでも、法令の手續にしたがいB種優先株式を買い受けることができる。</p> <p>(2) 当会社は、取締役会の決議により取得日として定めた日の到来により、分配可能額の範囲で、B種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、B種優先株式の一部を取得する場合、取得する株式の決定は、取締役会の決議により定める。</p> <p>(3) 買受価額または前号の取得の対価は、B種優先株式1株につき<u>500円</u>とする。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---------|--|
| (新 設) | <p>2. <u>B種優先株主は、次の条件により、その有するB種優先株式の普通株式への転換（B種優先株式を取得し、その対価としてB種優先株式1株あたり下記(ロ)(e)に定める数の普通株式を交付することをいう。以下、本条において同じ）を請求することができる。</u></p> <p><u>(イ) 転換を請求することができる期間</u> <u>平成18年4月1日から平成28年3月31日までとする。</u></p> <p><u>(ロ) 転換の条件</u> <u>B種優先株式は、上記(イ)の期間中、1株につき下記(a)、(b)および(c)に定める転換価額により、当会社の普通株式に転換することができる。</u></p> <p><u>(a) 当初転換価額</u> <u>当初転換価額は50円とする。</u></p> <p><u>(b) 転換価額の修正</u> <u>転換価額は、平成18年4月1日以降平成28年3月31日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までの各転換請求可能日において、B種優先株式の全部または一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に修正されるものとする（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する）。この場合、当該平均値が40円（ただし、下記(d)の調整を受ける）（以下「下限転換価額」という）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が50円（ただし、下記(d)の調整を受ける）（以下「上限転換価額」という）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(新 設)</p> <p>2. 第12条の2第1項、第2項、第5項、第6項および第7項の規定は、B種優先株式にこれを準用する。この場合、「A種優先株式」は「B種優先株式」と、「A種優先株主」は「B種優先株主」と、「A種優先登録株式質権者」は「B種優先登録株式質権者」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> | <p>(c) <u>転換価額の調整</u> <u>B種優先株式発行後、一定の事由が生じた場合には、発行に際して取締役会の決議で定めた条件により転換価額を調整する。</u></p> <p>(d) <u>上限転換価額および下限転換価額の調整</u> <u>上記(c)の規定により転換価額の調整を行う場合には、発行に際して取締役会の決議で定めた条件により上限転換価額および下限転換価額についても調整を行う。</u></p> <p>(e) <u>転換により交付すべき普通株式数</u> <u>B種優先株式の転換により交付すべき当社の普通株式数は、B種優先株主が転換請求したB種優先株式の払込金額の総額を転換価額で除した数とする。前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、その端数に相当する金銭の交付は行わない。</u></p> <p>3. <u>当社は、転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかったB種優先株式を、同期間の末日の翌日をもって取得し、その対価としてB種優先株式1株の払込金相当額を同期間の末日における転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。前記の普通株式の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。</u></p> <p>4. <u>第12条の2第1項、第2項および第7項の規定は、B種優先株式にこれを準用する。この場合、「A種優先株式」は「B種優先株式」と、「A種優先株主」は「B種優先株主」と、「A種優先登録株式質権者」は「B種優先登録株式質権者」とそれぞれ読み替えるものとする。</u></p> |

第2号議案 取締役10名選任の件

現在の取締役全員は、今回の定時株主総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社の普通株式の数 |
|-------|-------------------------|---|---------------|
| 1 | 小寺 浩 (昭和21年10月22日生) | 昭和45年4月 東急道路(株)入社 平成14年4月 当社生産本部合材部長 平成16年6月 当社取締役 平成18年6月 当社常務取締役 平成21年6月 当社取締役社長(現) 平成21年6月 当社社長執行役員(現) | 株 14,000 |
| 2 | 佐伯 清之 (昭和18年10月28日生) | 昭和42年3月 東急建設(株)入社 平成14年6月 当社監査役 平成16年6月 東急建設(株)取締役兼常務執行役員 平成17年6月 当社専務取締役 平成19年6月 当社取締役社長 平成21年6月 当社取締役相談役(現) | 7,000 |
| 3 | 菊地 賢三 (昭和21年3月31日生) | 昭和44年4月 建設省入省 平成9年4月 建設省九州地方建設局長 平成10年11月 助駐車場整備推進機構専務理事 平成14年4月 当社顧問 平成14年6月 当社専務取締役 平成20年6月 当社技術本部長(現) 平成21年6月 当社取締役(現) 平成21年6月 当社副社長執行役員(現) | 46,000 |
| 4 | 森山 藤夫 (昭和24年4月5日生) | 昭和43年3月 東急建設(株)入社 平成18年4月 当社名古屋支店長兼事務管理部長 平成21年6月 当社取締役(現) 平成21年6月 当社常務執行役員(現) 平成21年6月 当社事業推進本部長(現) | 1,000 |
| 5 | 佐藤 俊昭 (昭和25年5月13日生) | 昭和49年4月 東急道路(株)入社 平成10年4月 当社経理部長 平成16年6月 当社取締役(現) 平成21年6月 当社執行役員 平成22年4月 当社常務執行役員(現) | 9,000 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況 | 所有する当社の 普通株式の数 |
|-------|-------------------------|---|-------------------|
| 6 | 齋藤 一彦 (昭和26年10月31日生) | 昭和49年4月 東急道路(株)入社 平成19年6月 当社事業推進本部事業推進部長 平成21年6月 当社取締役(現) 平成21年6月 当社執行役員 平成22年4月 当社常務執行役員(現) 平成22年4月 当社事業推進本部副本部長兼事業推進部長兼営業部長(現) | 株 4,000 |
| 7 | 渡邊 彰 (昭和23年11月15日生) | 昭和46年4月 (株)三菱銀行入社 平成11年6月 (株)東京三菱銀行取締役 平成12年6月 東京三菱証券(株)常務取締役 平成15年4月 日本リバイバル債権回収(株)取締役社長(現) 平成17年7月 フェニックス・キャピタル(株)取締役CEO 平成19年6月 当社取締役(現) 平成20年6月 フェニックス・キャピタル(株)取締役(現) [重要な兼職の状況] 日本リバイバル債権回収(株)代表取締役社長 フェニックス・キャピタル(株)取締役 日本橋梁(株)取締役(社外取締役) | 0 |
| 8 | 野本 弘文 (昭和22年9月27日生) | 昭和46年4月 東京急行電鉄(株)入社 平成20年1月 同社常務取締役 平成20年6月 当社取締役(現) 平成20年6月 東京急行電鉄(株)専務取締役(現) [重要な兼職の状況] 東京急行電鉄(株)専務取締役 (株)東急コミュニティー取締役(社外取締役) | 0 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社の普通株式の数 |
|-------|-----------------------|---|--------------------------------|
| 9 | 前野龍三 (昭和46年10月1日生) | 平成6年4月 (株)三菱銀行入社 平成20年1月 フェニックス・キャピタル(株)ディレクター 平成20年6月 当社取締役(現) 平成21年10月 フェニックス・キャピタル(株)マネージングディレクター(現) [重要な兼職の状況] フェニックス・キャピタル(株)マネージングディレクター ゴールドバック(株)取締役(社外取締役) ティアック(株)取締役(社外取締役) | 株 0 |
| 10 | 飯塚恒生 (昭和23年8月5日生) | 昭和46年4月 東急建設(株)入社 平成16年6月 同社常務執行役員 平成18年6月 同社取締役兼常務執行役員 平成21年6月 同社取締役兼専務執行役員 平成22年4月 同社取締役社長(現) [重要な兼職の状況] 東急建設(株)代表取締役社長 | 0 |

- (注) 1. 取締役候補者のうち、現に取締役である候補者の担当については、事業報告11頁から12頁に記載のとおりであります。
2. 取締役候補者飯塚恒生氏は、東急建設(株)の代表取締役社長を兼務しており、当社と当社との間には工事の請負等の取引があります。また、同社は当社と同一の部類に属する事業を行っております。
なお、その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者渡邊 彰、野本弘文、前野龍三、飯塚恒生の各氏は社外取締役候補者であります。
なお、社外取締役候補者の選任理由等については、次のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者とした理由について
- ① 渡邊 彰氏は、金融機関およびフェニックス・キャピタル(株)において長年にわたり経営に携わられており、その豊富な経験と幅広い知見に基づき、当社が企業価値の向上を図るうえで、有益な指導・助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ② 野本弘文氏は、東京急行電鉄(株)において長年にわたり業務・経営に携わられており、その豊富な経験と幅広い知見に基づき、当社の経営全般にわたり有益な指導・助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ③ 前野龍三氏は、金融機関およびフェニックス・キャピタル(株)において培われた専門的な知識・経験に基づき、当社が企業価値の向上を図るうえで、有益な指導・助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏は過去5年間のうちに当社の主要な借入先である(株)三菱東京UFJ銀行の従業員として勤務していた期間があります。
- ④ 飯塚恒生氏は、東急建設(株)の代表取締役社長であり、また建設業界における豊富な経験と幅広い知見に基づき、当社の経営全般にわたり有益な指導・助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (2) 当社の社外取締役就任からの年数
今回の定時株主総会終結の時をもって、渡邊 彰氏の社外取締役在任期間は3年、野本弘文、前野龍三の両氏の社外取締役在任期間は2年となります。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について
当社は、渡邊 彰、野本弘文、前野龍三の各氏との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としております。
また、飯塚恒生氏の選任についてご承認をいただいた場合、同氏との間にも上記と同じ内容の契約を締結する予定であります。

以 上

【普通株主様による種類株主総会】 株主総会参考書類

議案および参考事項

議 案 定款一部変更の件

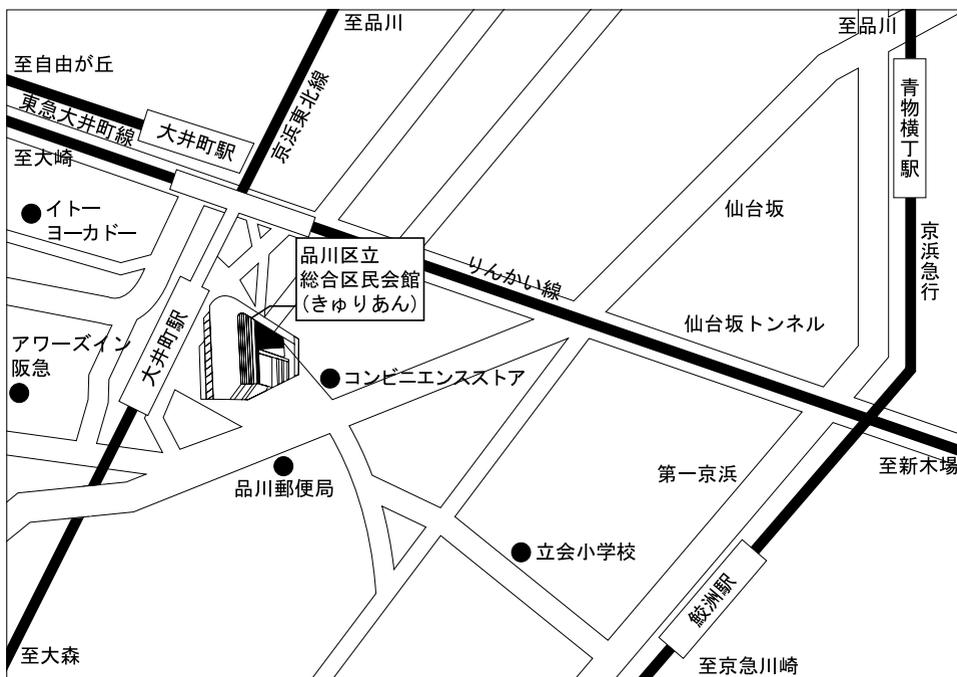
第61回定時株主総会の「株主総会参考書類」36頁から39頁に記載の「第1号議案 定款一部変更の件」と同一の内容でありますので、当該箇所をご参照下さい。

以 上

〈メモ欄〉

A series of horizontal dotted lines for writing notes.

■株主総会会場ご案内図



品川区立総合区民会館(きゅりあん) 6階 大会議室

会場のフロアが前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

東京都品川区東大井五丁目18番1号

●大井町駅(JR京浜東北線、りんかい線、東急大井町線)下車徒歩1分



環境に優しい大豆油インキを使用しています